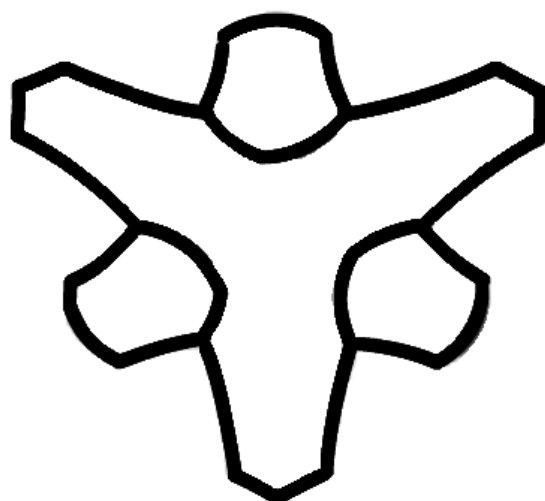


令和 7 年度

学校教育計画



大阪府立佐野支援学校

目 次

1	めざす学校像	1
2	学習教育活動の方針	1
	(1) 学習指導の方針	
	(2) 自立活動指導の方針	
	(3) 特別活動の方針	
	(4) 道徳教育および生活指導の方針	
	(5) キャリア教育と職業教育・進路指導の方針	
	(6) 人権尊重の教育の方針	
	(7) 健康管理と指導の方針	
	(8) センターの機能の発揮・充実の方針～泉南地域支援教育向上のため～	
	(9) 学校組織の運営方針	
	(10) 教員の研修方針・研修計画	
3	校務分掌	6
	(1) 校務分掌表	
	(2) 児童生徒会活動・課外クラブ活動一覧表	

1 めざす学校像

本校は、泉南地域のインクルーシブ教育システム構築に寄与するとともに、在籍する児童生徒やその保護者、そして教職員が快活で笑顔あふれる、知的障がいのある子どものための支援学校をめざす。そのため、次の3つの学校づくりを実行していく。

- (1) 児童生徒の人権・多様性を尊重し、心身ともに「安心」して学び、成長できる「安全」な学校
- (2) 学年や学部をつなぐ体系的なキャリア教育を念頭に、一人ひとりの児童生徒の状況に応じた「授業」実践を通して共生社会で生き抜く力を育成し、「豊かな進路実現」をめざす学校
- (3) 泉南地域の支援教育センター校としての「専門性」の向上と蓄積・継承を進め、教職員一人ひとりが、生き生きとやりがいをもって教育に打ち込める学校

1 人権・多様性を尊重し、安心で安全な学校

- (1) 「人権尊重」を最優先に掲げ、全教職員が常に人権を意識し、学びを保障した教育活動を行う。
- (2) 自然災害や人為災害対策等の非常時に生命を守るよう、「防災計画書」に則り実態に即した「初期対応マニュアル」の更新を行い、それらに沿った校内環境の整備と有効な防災訓練・防災教育を実施する。
- (3) 体調管理をはじめ児童生徒に関わる様子の変化に敏感であり、未然防止と生起時に迅速な対応が図れる「報告・連絡・相談」体制を周知する。

2 キャリア教育を基本とし、授業実践により生きる力を育成し、「豊かな進路実現」をめざす学校

- (1) 「キャリア教育におけるつきたい力5観点」を児童生徒の成長の指標として、教育活動全体を通じて児童生徒が自己肯定感を高め自己選択・自己決定できる力を養い、「生きる力」や「なりたい自分増」の実現をめざす。
- (2) 子どもたちが「豊かな進路実現」と「生涯にわたる学び」に必要な力を身につけるため社会参加に必要な道德教育、趣味やスポーツ等の余暇活動とともに地域社会での自立に向けた基礎的な知識や技能の習得を図り、将来の働く意欲・態度につながる職業教育を体系的に整備する。

3 泉南地域全体の支援教育力の向上を推進する学校

- (1) 泉南地域の「インクルーシブ教育」システムの維持・向上をめざし、泉南支援学校、岸和田支援学校、すながわ高等支援学校と連携を図り泉南地域の支援教育力の向上と総合的な支援体制整備及び、それを担う人材育成を推進する。
- (2) 支援教育における専門性の向上を図るため、各種研修を実施するとともに、児童生徒との肯定的な関わり、困りごとへの共感と具体的な解決策を提案する。

2 学校教育活動の方針

(1) 学習指導の方針

豊かな進路実現を可能にし、自立と社会参加をめざし、「主体的・対話的で深い学び」の観点を踏まえた授業改善(授業づくり)により、「確かな学力」の育成に努める。

- ア 小・中・高の教育課程・指導をつなぐツールとして「個別の教育支援計画」及び、新学習指導要領に基づく、各教科・領域の「個別の指導計画」を作成・活用する。
- イ 新学習指導要領による教育課程の見直しとともに、カリキュラムマネジメントによる本校「つきたい力5観点」に基づいて、小中高一貫のキャリア教育を推し進め、児童生徒が「なりたい自分」のイメージを獲得し、「自己選択、自己決定」できる力を養うことをめざす。
- ウ 小・中・高等部のある支援学校としての指導の一貫性を担保するため、シラバスの実施と整理をすすめ、児童生徒に「わかる授業」となるよう「授業改善(授業作り)」に取り組む

(2) 自立活動指導の方針

個々の児童生徒が自立をめざし、学習上または生活上の困難を主体的に改善するために、自身の障がいの特性を理解し、状況に応じた行動を身につける等、必要な知識・技能・態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培うよう支援する。

- 1 健康の保持 ※1に(4)として「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。」<新設>
- 2 心理的な安定
- 3 人間関係の形成
- 4 環境の把握 ※4の(2)に「特性についての理解と対応」<追記>
※4の(4)に「周囲の状況についての把握と状況に応じた行動」<追記>
- 5 身体の動き
- 6 コミュニケーション

開校以来積み上げてきた自立活動指導の実績を踏まえ、この方針及びICFの考え方にに基づき、生活機能や障がい、環境因子等のアセスメントを的確に行い、児童生徒の良さ(伸ばしていきたい力)と課題(改善していきたい力)の両面から目標、指導内容を設定する等適正な「個別の指導計画」を作成し、特に「時間における指導」の充実に努める。そして、「自立活動の実態把握のためのチェックリスト」及び「課題整理・目標設定シート」をツールとして、実態把握から目標設定に至るプロセスを明確にしなが、小学部から高等部までの全教育活動を通して自立活動指導をつなぐことを強化する。

(3) 特別活動の方針

心身の調和的発達を図るために、集団生活を営む能力を育成し個性を伸長するとともに、協力してよりよい生活を築こうとする態度を育てる。

この方針のもと、全校・各学部の各行事等での目標を設定し、実施していく。特に地域の小・中・高等学校等との交流および共同学習を積極的に進め、障がいのない児童生徒と活動を共にすることによって、本校児童生徒の人間形成・社会適応の教育効果を高めると共に、障がいのない児童生徒にも障がいのある児童生徒に対する正しい理解が深められるよう昨年度実績を継続し、交流教育の内容の充実に努め、地域との連携の強化をはかる。

(4) 道徳教育(特別の教科 道徳)及び生活指導の方針

児童生徒の発達や特性をとらえ、学校教育活動全体を通して、校訓に準ずるものとして「生命をいとおしむ」(自他を大切に作る心の育成)ことを実行できる人間形成に努める。

- ・ コミュニケーションの基礎である「あいさつ」ができるよう、全校で指導する。
- ・ 児童生徒が自己肯定感を持ち、社会性、協調性を身につけられるように支援する。
- ・ 規範意識をしっかりと育成できるように生活指導を強化する。
- ・ 小中高一貫のキャリア教育を通じて、就労をはじめとした社会参加への意欲を育成し、豊かな進路実現を図れるよう指導する。

(5) 職業教育・進路指導の方針

豊かな進路実現をめざすために、自立に向けた基礎的な知識や技能の習得を図り、働く意欲・態度につながる実践的な学びを体系的に整備していく。

ア 本校の『キャリア教育におけるつきたい力5観点』をもった小中高一貫の進路職業教育をすすめる、「なりたい自分像」の獲得をめざす。

イ 進路職業指導部を核にした進路指導・職業教育体制、また教務部との連携のもと小中高をつなぐキャリア教育を推進し「豊かな進路実現」をめざす。

(6) 人権尊重の教育の方針

大阪府教育委員会が策定した「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」にもとづき、すべての教育活動を通して、基本的人権を尊重し、「いじめ」や不合理な偏見・差別をなくす意識を育て、実践する力を身につけるよう人権尊重の教育を積極的に推進する。

(7) 健康管理と指導の方針

ア 本校の教育方針にもとづいて、「元気で明るく清らかな、生命いとおしむ(自他を大切に作る心の育成)」に努め、あらゆる機会を通じて生命の尊さを知らせるとともに、健康で安全な自立的な生活ができるよう指導する。

イ 校舎内外の清掃美化に努め、快適で健康に適した環境の整備を進める。校舎の保全並びに危険箇所の定期点検と、防災上の安全措置の徹底をはかる。

(8) センターの機能の発揮・充実の方針 ～泉南地域の『支援教育力』向上のため～

共生社会の実現に向け、本校もインクルーシブ教育システム構築のためのセンター的機能を発揮し、泉南地域の支援教育力の向上に努める。この支援教育センター室が核となって取り組みを進める。

ア 「特別支援学校の学習指導要領」及び「大阪府教育振興基本計画」に基づき、地域の幼・小・中・高等学校への巡回相談、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・活用に向けた助言、合同相談会の企画・協力、研修講師派遣等を通して、センター的機能の発揮に努めるとともに、本校の教員の専門性の更なるブラッシュアップにつながるよう推進する。

イ センターの機能を発揮し、知的障がい教育校として専門性を活かし、泉南地域の支援教育の更なる充実を地域の市町教育委員会とともに推進する。具体には、府立岸和田支援学校・泉南支援学校と連携しながら、泉南地域の子どもたちが望む就学・進学が実現できるように5市3町教育委員会を通じ、泉南地域の関係学校(幼・小・中学校等)への早期支援や授業づくり等の協働研究、交流及び共同学習に積極的に取り組む。

(9) 学校組織の運営方針

「めざす学校像」を実現するため、現状課題解決のため、「学校経営計画」に基づき、「中期目標」そして「今年度の重点目標と具体的な取組計画・内容」の実践を教職員一体となって進める。課題:「施設の老朽化」「子どもの障がい状況の多様化」「児童生徒の過密過大化」「教員の若年化(人材育成)」「働き方改革」「ICT推進」「HP等情報発信の強化」等

- ア 新たな課題にも柔軟かつ適切に対応できるよう、教職員の意識改革を進め、分掌組織も適宜見直しを行い、行事の精選(スクラップアンドビルド)、また「授業づくり(授業改善)」を、学校組織として推進する。
- イ 校長のリーダーシップのもと、[学校経営計画]に示した「今年度の具体的な取組計画・内容」の取組状況や進捗について各部・分掌を担当する首席教諭が統括し、学校づくりゆめ会議、運営委員会で検討、職員会議で報告し、その取り組みを推進する。
- ウ 「学校運営協議会」は地方教育行政の組織及び運営に関する法律、「学校評価アンケート」については、大阪府立学校条例に定められた内容を受けて、泉南地域4校で連携して「開かれた学校づくり」を一層推進する。

エ 安全・安心な学校づくりをめざすために学校環境の整備に努める。

- ・ 防災計画書・BCP及び緊急連絡カードを更新(新たにコース設定した通学バス停の地図の作成、緊急避難場所の設定)する。
- ・ 大規模災害を想定した避難訓練と保護者・地域と連携した避難訓練および、保護者への安全な引き継ぎ、デイケアとの連携、備蓄食料の再点検等を実施する。
- ・ 教職員全員での安全点検を実施し、また学部・学年の「報連相」の徹底による事故の防止力の向上(事故件数の減少)を図る。
- ・ 教員の危機管理意識を高める(個人情報管理、生徒指導事案、発作、アレルギー対応、誤飲誤食の防止、衛生管理)研修を実施し、確認体制を厳密化する等指導を徹底する。
- ・ 緊急時(校内の事故や通学時のトラブル)にも迅速に対応できるよう組織を強化し、薬剤の学校保管、AEDの整備・充実を実施。またてんかん発作対応一覧・通学バスの安全マニュアルの活用を進める。
- ・ 安全安心なバス運行確保のための委託バス会社との情報共有と連携強化を図る。
- ・ 日常の児童生徒を的確に把握し、体罰・いじめ等の人権侵害の予兆を捉える感度を高めて最善な指導体制をつくる。
- ・ 家庭との連携を密にし、医療・福祉・行政等との連携を強化して児童生徒が安心して学べる環境を構築する。

(10) 教員の研修方針・研修計画

知的障がい教育の専門性を一層向上させるため、以下のことを進める。

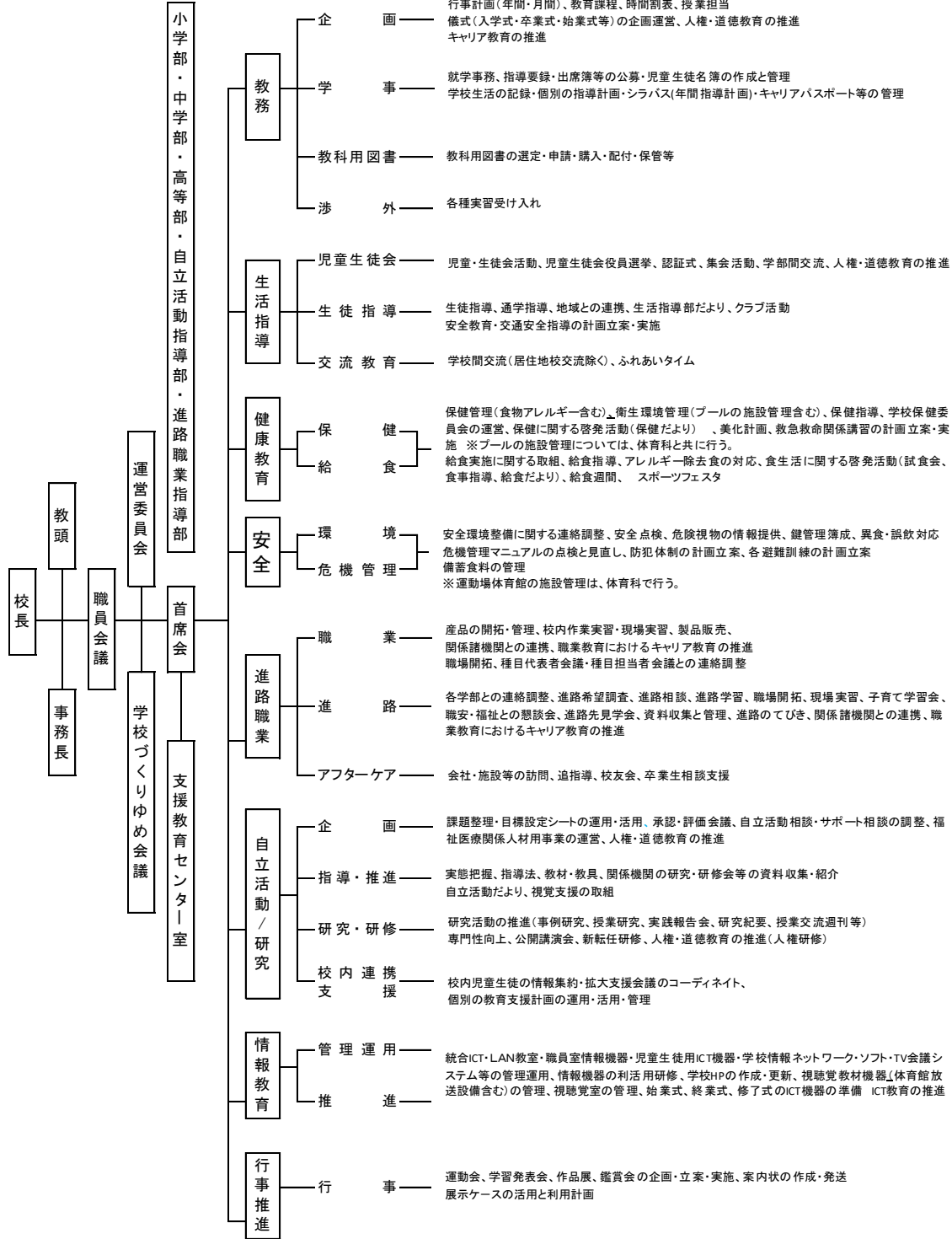
- ア 初任者教職員への支援・指導については、センター室を核として、校内初任者研修年間計画のもと、10年次研修の該当者も参画させ、さらに勤務4年未満教員も加えたメンターチームを作り、生きた指導・支援を実現することで、有機的効果的な人材育成をすすめる。
- イ 授業関連情報(授業ビデオ、指導案、教材・教具等)を校内支援・研究部で整理・集約し、支援教育センター室が把握して全校と地域に発信する。また授業改善の相談支援システムを構築する。

ウ 授業力向上とICT活用力向上を全校共通課題として、本校における小中高一貫のキャリア教育の実現に向け、本校の「つきたい力5観点」の検証とシラバスの整理に取り組む。また日常の短時間の振り返り・研究分科会・全体研修を連携させ、日々の実践から共に学び合う風土の定着を図る。

3 校務分掌

(1) 校務分掌表

令和7年度 校務分掌表



令和7年度

校務分掌表 2(各種委員会)

名 称	設置の経過等	仕事内容
安全衛生委員会	府の条例により学校に設置する	1職員健康診断の進行・調整。 2職員の健康に対する実態の把握と相談窓口。 3リラクゼーションタイムの企画・運営 4「休憩時間の設定」についての検討。
学校保健委員会	府の条例により学校に設置する H21年より	本校の児童生徒の健康保持、増進を図るために教職員保護者専門機関が緊密に連携し、保健に関する諸問題を検討し、活動を促進していく。年1回「保健」「給食」からの報告や講演、またはその年のテーマに沿って検討を行う。そのための企画・運営を担当する。
アレルギー検討委員会	府の条例により設置。業務を円滑に行うために校務分掌から独立	アレルギー事案に対して、環境を整え、安心・安全な学校生活の保障をめざす。 ○アレルギー事案対応方針の決定○マニュアル等の整備○アレルギー関連事故及びヒヤリハットの改善策の検討と情報共有○年間計画の作成○食物アレルギー児童生徒のたまご除去食検討者対応(プランの検討決定、全職員への周知)
医療的ケア安全委員会	医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍するため R4年度より設置	児童生徒の健康維持を図り、学校教育を安全かつ円滑に行うため、医師の指導の下で、児童生徒本人や保護者等が行っている医行為の一部を、学校においても行う医行為(医療的ケア)を実施する。児童生徒が安全かつ快適に学校生活を送るために必要な情報の集約及び対応の検討、実施状況の確認を行う。
学校運営協議会事務局	実施に伴い設置 H15年より	開かれた学校づくりの一環として保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営に反映させるため、年3回実施。そのための準備と会の運営・実施後の報告を担当する。
ICT活用推進チーム	ICT環境の変化に伴い、全校的な推進に向けて設置	教職員や児童生徒、保護者への活用に向けたインフォメーションの発信や活用事例の蓄積とニーズの吸い上げ、実現に向けた検討を行う
学校評価アンケート検討委員会	学校自己診断を実施するために設置	学校の教育活動が児童生徒や保護者の学校教育に対するニーズ等に対応しているかどうかについて学校自らが自己点検を行う。そのための準備・保護者教職員へのアンケートの作成・実施・回収・集計までを担当する。
PTA担当	旧総務部より部外に出る。H12より	1毎月実施の実行委員会等に出席し、各専門委員会を担当する。 2学部委員はPTA行事の準備等の補助を行う。
予算委員会	備品各係より H11変更 H29より教頭を委員長に変更	委員長を教頭とし、全校的見地にたつて予算を計画的に運用する。 1備品の購入計画の作成および執行 2消耗品の予算配分計画の作成および執行
職員会議担当	職員会議の円滑な運営のために設置 H30より手話通訳業務を追加	1司会者と記録者を輪番で務める。 2運営委員会に出席する。 3議案プリントを作成する。 4手話通訳を行う。
運営委員会	H25より役割追加	1職員会議議事運営調整 2学部・分掌を横断する課題、新たな課題、緊急性のある課題の検討 3学校経営計画のうち、校務分掌が推進の主体となる部分について、各分掌の進捗状況報告を受け、PDCAサイクルが円滑に進んでいるかを確認する。
図書担当	情報教育部より学部へ。R3より	首席が統括する。教師用図書の管理、生徒用図書の購入計画・利用計画作成
泉支研担当	旧校内支援・研究部より学部へ。R3より	「泉南地区支援教育研究会」3大行事の計画・実施、府支研担当(小中のみ)
学校づくりゆめ会議	旧学部連絡会 H25より変更	1児童生徒関係の状況把握と対応について 2学校づくり課題の推進
いじめ対策委員会	H26より設置	1定例会の開催 2問題事象発覚時の開催
支援教育センター室	H24より設置	「専門性の向上、蓄積・継承を推進する取組」及び「泉南地域の支援教育のさらなる充実をとものに推進する取組」を担い、佐野支援学校及び泉南地域の支援教育力の向上を推進する。 地域連携…外部教育相談の窓口・担当者及び日程の調整・情報交換 大阪府支援教育地域支援整備事業
首席会	H30より設置	各総括校務分掌の課題・検討事項についての情報共有並びに全校的課題について定期的(毎月第2・4週の木曜日)に検討する。担当教頭参加。
みどり会	教職員間の親睦を図るために設置	1春の歓送迎会・冬の忘年会の開催 2会員の慶弔関係

(2) 児童生徒会活動、課外クラブ活動一覧表

ア 集 会

◇全校での取り組み

行 事	ねらい	日 時	内 容
交流集会	各部の児童生徒が交流する	7月 2日(水)小中 11月12日(水)小高 2月4日(水)中高 9:30~10:00	交流テーマ曲 「♪世界中のこどもたちが」 「♪オブラディ オブラダ」

◇各学部での取り組み

学 部	ねらい	実施日・場所	内 容
小学部	・各学年間の交流をはかる ・集団活動に参加する	毎週火曜日6限 体育館、運動場	・ダンス、リトミック ・ゲーム
中学部	・各学年間の交流を深める	学期に数回 月曜日56限 体育館	・ダンス・ゲームなど ・新入生紹介 ・音楽会 ・交流校からのビデオレター
高等部	・各学年間の交流を深める ・生徒の主体的活動の場として積極的に集団活動に参加する態度を養う	学期に数回 1限 体育館	・ダンス、ゲーム ・生徒会からのお知らせ ・クラブの活動発表等

イ 児童生徒会活動

学 部	ねらい	実施日	内 容
小学部	児童生徒の能力に応じて自主的に学校生活や社会生活を営むための基礎的能力を養う	学期末月曜日 34年(10:00~10:40) 56年(13:30~14:10)	・役員は、集会や行事等であいさつをしたり、準備、片付けなどの手伝いをしたりする ・学期に1回、児童会活動として清掃活動をする ・三役員で給食放送を行う
中学部		月曜日 (12:40~13:00)	・生徒会役員と学級代表で委員会を作り、自主的な活動を進めていく ・学校行事、季節行事の準備や手伝い ・壁新聞づくり ・交流校への案内やあいさつ ・三役員で給食放送を行う
高等部		火曜日 (12:40~13:00)	・生徒会役員と学級代表で生徒議会をもつ ・学部集会の企画、準備をする ・給食放送を行う

ウ 学級会活動

学級は学校生活の基本的な生活集団である。学級活動を通して集団生活の基礎的態度を体得し、明るく楽しい仲間づくりに努める。

エ クラブ活動(ふれあいタイム)

小学部5年生～高等部2年生の児童生徒のクラブ活動参加を促進し、学年を超えて協力しあう場を設定する。さらに、教科学習では得られない技能を習得させるとともに、集団生活における基礎的態度を身につけさせる。

オ 係活動

各学級に各係を設け、係活動に参加することにより集団生活を営むための基礎活動を行うとともに、責任感の養成に努める。

カ 課外クラブ活動

- ◇参加条件 次の3つの条件を満たすもの
「高等部生徒」「自力通学のできる者」「希望者で保護者の承諾のある者」
- ◇実施日時 授業日の月曜日および木曜日 15:00～16:10
※「陸上」に関しては、毎日9:00～9:15と月・木曜日以外も実施することがある。
- ◇指導教員 高等部教員

クラブ名	参加生徒数						計	指導教員 教員数
	1年		2年		3年			
	男	女	男	女	男	女		
運動部 (サッカー、陸上)	0	0	2	0	2	0	4	11
パソコン	0	0	0	0	0	0	0	1

※高等部1年は、入学時全員通学バス利用のため課外クラブに参加していない。(自力通学に移行していくなかで、参加を検討。)